教育時間を含まない保育日 （長期休業・土曜日・振替休日・創立記念日等） 保 存 版

茨木市立認定こども園茨木幼稚園

地震の発生及び気象の警報が発表された場合の緊急措置について

下記の場合は、次のような対応をお願いします。なお、このプリントは各ご家庭で保存しておいてください。

◎地震発生時の措置

1	大地震（震度５弱以上）が発生の場合	
	始業前	臨時休園
	保育中	保育中止　（状況に応じて園待機または帰宅措置の連絡をします。） 翌日　臨時休園
	降園後	翌日　臨時休園
2	震度４以下の地震が発生の場合	
	園施設の被害状況・通園路の安全状況により、臨時休園の措置をとるかどうか判断しますので、臨時休園の連絡がない限り登園してください。	

※　大地震発生時の臨時休園の期間は、被害状況によりますので園より連絡します。

◎警報発表時の措置（1号認定と2号認定の子どもはそれぞれ別対応になります）

茨木市（大阪府・北大阪）に「暴風警報」、または「特別警報」が発表された場合のみ、下記の措置をとります。

なお、従来の「大雨」「大雨・洪水」の警報が発表された場合は通常どおり登園してください。

		1号認定の子ども（預かり保育利用）	2号認定の子ども
1	午前６時 30 分の時点で「警報発表」の場合	午前の預かり保育中止	自宅待機 ※正午までに警報が解除になった場合は登園（給食提供有り）
2	午前７時の時点で「警報 発表」の場合		
3	午前９時までに警報解除の場合	午後の預かり保育のみ開設 **※昼食を済ませて、13 時より登園** ※月額利用者もおやつのみ持参 ※給食の提供はありません	
4	午前９時に警報が解除 されていない場合	預かり保育終日中止	
5	正午に警報が解除されていない場合		臨時休園

○２号認定の方は、正午までに解除された場合でも、欠席される時や 12 時 30 分を過ぎる時は必ず連絡をお願いします。登園が正午を過ぎる場合は、ご家庭で食事を済ませてきてください。

○６時 30 分の時点で警報が出ている場合は、午前中の預かり保育は開設しません。

○保育・預かり保育時間内に「暴風警報」「特別警報」が発表された場合は、原則としてその時点で保育を中止します。園の指示に従って速やかにお迎えに来てください。

★上記以外の場合も気象情報や園の施設等の状況により、休園及び急なお迎えをお願いする場合があります。（そのような場合は、緊急メール配信等で園から連絡をいたします）